

人権方針

豊鋼材工業株式会社（以下、当社）は、「私たち一人ひとりの成長が会社の成長と重なり合い、かかわるすべての人とともに、より豊かな社会を実現する」ことを目指します。目指す社会を実現する上ですべての人々の人権を尊重する責任があることを認識し、この責任を果たすために、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「人権方針」（以下、本方針）が定める人権尊重の取り組みを推進します。

1. 適用範囲

本方針は、当社および当社の連結子会社の役職員（契約社員・派遣社員を含む）に適用されます。また、ビジネスパートナーやその他関係者に対しても本方針を理解し、遵守していただくことを期待します。

2. 人権に対する基本的な考え方

当社は、国連「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、経済協力開発機構（OECD）「OECD 多国籍企業行動指針」、「国連グローバル・コンパクト」の10原則など、人権に関する国際規範を尊重します。当社は、事業活動を行うすべての国・地域における法令および規制を遵守します。また、国際的に認められた人権と各国・地域の法令などに矛盾がある場合には、当方針ならびに国際的な人権規範を尊重するための方法を追求します。

3. 推進体制

当社は、本方針を実施するためにコンプライアンス委員会において、当社および当社子会社の代表取締役社長をコンプライアンス責任者として本方針の遵守および実施を監督します。

4. 事業活動全体を通じた人権尊重

当社は、事業活動全体において、人権を侵害しないこと、また人権への負の影響が生じた場合は、是正に向けて適切に対処することで、人権尊重の責任を果たします。強制労働、児童労働を許容せず、若年労働者への配慮を行い、あらゆる差別、ハラスメント・非人道的行為を禁止します。

5. 救済・是正

当社の事業活動が人権への負の影響を引き起こす、引き起こした、あるいは関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じて救済・是正に取り組みます。また、問題の報告および救済へのアクセスを可能とする苦情処理メカニズムをコンプライアンス委員会により構築し、適切に運用します。

6. 対話・協議

当社は、本方針の一連の取り組みにおいて、専門家の知識や意見を考慮の上、関連するステークホルダーとの対話・協議を真摯に行います。

7. 教育・啓発

当社は、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、実行されるよう全役職員に対し、適切な教育・啓発を行います。

8. 人権方針の周知・公表

この人権方針をすべての役員、社員に通知すると共に文書等を以って公表します。

以上

2024年9月30日

豊鋼材工業株式会社
代表取締役社長 牧内 英樹